

補助対象経費が未払いの場合

①事前相談（申請者 → 登別市）

- ・申請方法等の説明をします。
- ・補助金の交付申請前に登別市役所企画調整グループまでお問い合わせください。



②補助金の交付申請（申請者 → 登別市）必須

- ・補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付して申請してください。（郵送、持参又は電子申請フォーム）



③書類の受理および審査（登別市）

- ・登別市で申請内容の審査を行います。
- ・申請書の記載内容や添付書類に不備等ある場合は、再度提出等をお願いする場合があります。



④決定通知の送付（登別市 → 申請者）

- ・審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、交付決定通知書で通知します。
- ※通知書は原則メールで送付しますが、紙での発行を希望する場合はご連絡ください。



⑤' 変更承認申請（申請書 → 登別市）

- ・②の申請額から変更が生じた場合は変更申請が必要となります。
- ※夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯について、②の申請額が60万円以上で、この変更申請でも60万円以上の場合は提出不要です。
- ※夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下（上記に該当する世帯を除く）の世帯について、②の申請額が30万円以上で、この変更申請でも30万円以上の場合は提出不要です。



⑥' 変更決定通知の送付（登別市 → 申請者）

- ・審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、変更交付決定通知書で通知します。
- ※通知書は原則メールで送付しますが、紙での発行を希望する場合はご連絡ください。



⑦実績報告（申請者 → 登別市）必須

- ・対象期間の支払い終了後、実績報告書（様式第8号）に必要事項を記入し、期日までに提出してください。
- ・提出期日は、最後の支払日の翌日から20日以内又は令和8年3月15日まで



⑧補助金の請求（申請者 → 登別市）必須

- ・補助金交付請求書（様式第9号）に必要事項を記入し提出してください。
- ・振込口座が確認できる書類を添付してください。（通帳の写し等）
- ・補助金に関するアンケートにご協力ください



⑨補助金の振込（登別市 → 申請者）

- ・指定口座に補助金が振り込まれますので、通帳等でご確認ください。

補助対象経費が支払い済みの場合

①事前相談（申請者 → 登別市）

- ・申請方法等の説明をします。
- ・補助金の交付申請前に登別市役所企画調整グループまでお問い合わせください。



②補助金の交付申請（申請者 → 登別市）必須

- ・補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）に必要書類を添付して申請してください。（郵送、持参又は電子申請フォーム）



③書類の受理および審査（登別市）

- ・登別市で申請内容の審査を行います。
- ・申請書の記載内容や添付書類に不備等ある場合は、再度提出等をお願いする場合があります。



④決定通知の送付（登別市 → 申請者）

- ・審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、交付決定通知書で通知します。
- ※通知書は原則メールで送付しますが、紙での発行を希望する場合はご連絡ください。



⑤補助金の請求（申請者 → 登別市）必須

- ・補助金交付請求書（様式第9号）に必要事項を記入し提出してください。
- ・振込口座が確認できる書類を添付してください。（通帳の写し等）
- ・補助金に関するアンケートにご協力ください



⑥補助金の振込（登別市 → 申請者）

- ・指定口座に補助金が振り込まれますので、通帳等でご確認ください。